

広島市告示第 5 7 0 号

令和 6 年 1 2 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フタバ図書G I G A五日市店

(2) 所在地 広島市佐伯区八幡一丁目 8 4 3 番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 小林 辰夫

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3, 3 4 2 平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる日

令和 5 年 1 2 月 1 日

6 届出年月日

令和 6 年 1 2 月 2 日